

住まいをお探しの方への支援

高齢者等入居支援事業

住宅情報の提供

民間賃貸住宅の確保が困難な60歳以上の者で構成される世帯、障害者世帯、18歳未満の子どもを養育している世帯に対して、賃貸住宅の情報の提供等を通じて入居支援を行うことにより、高齢者等の居住確保を図ります。

同行サービス

高齢者60歳以上の者で構成される世帯、障害者世帯、18歳未満の子どもを養育している世帯等が賃貸住宅を探す場合、本人が希望すれば一般社団法人賃貸保証機構の職員が同行するサービスです。

身元保障代替制度の利用助成

保証人が見つからず民間賃貸住宅への入居が困難となっている60歳以上の者で構成される世帯、障害者世帯、18歳未満の子どもを養育している世帯に対して、家賃等債務保証制度利用にかかる保証料の一部を助成します。

【問い合わせ】豊島区住宅課相談グループ 電話: 03-3981-2683

身元保証人確保対策事業

ひとり親の方が、「愛の家」を退所してアパート等を賃借する際、施設長等を身元保証人とすることができます。

【問い合わせ】豊島区子育て支援課 子ども家庭・女性相談グループ 電話: 03-3981-2119

生活福祉資金

所得が少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、住居の移転等に必要な経費、賃貸契約の更新に伴う経費に対して資金をお貸しする制度です。

【問い合わせ】豊島区社会福祉協議会 電話: 03-6388-0055

入居者さまへの助成制度

子育てファミリー世帯への家賃助成制度

区内の民間賃貸住宅に転入・転居した子育てファミリー世帯に対して、転入・転居後1年以内に申請した場合、家賃の一部を助成します。※収入の制限やお住まいに条件があります。

【家賃助成額】転居後家賃と基準家賃の差額の一部(月額25,000円が上限、4年目からは2分の1)

【問い合わせ】豊島区住宅課相談グループ 電話: 03-3981-2683

住み替え家賃助成

区内の民間賃貸住宅に居住し、取り壊し等により現在の住宅に住み続けることが困難になり、転居することが必要となった高齢者世帯等に、住み替え後の家賃の一部を助成します。※収入の制限やお住まいに条件があります。

【家賃助成額】転居後家賃と基準家賃の差額の一部(月額15,000円が上限)

【問い合わせ】豊島区住宅課相談グループ 電話: 03-3981-2683

住宅扶助

生活保護を受けている場合、家賃(一人世帯の場合53,700円/月を上限)の支払いを目的に住宅扶助費が支給されます。

【問い合わせ】豊島区生活福祉課相談グループ 電話: 03-3981-1842

住居確保給付金

離職者、または休業中により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方で、住宅を喪失している方、または喪失するおそれのある方に対して、住居確保給付金を支給することにより、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的としています。

【問い合わせ】豊島区くらし・しごと相談支援センター 電話: 03-4566-2454

家主・不動産業のみなさまへの助成制度

住宅セーフティネット事業

家賃低廉化補助

東京都に登録されたセーフティネット住宅の所有者等に対して、予算の範囲内で家賃を低く抑えるための補助を行います。※入居者の収入等に条件があります。

家賃債務保証料低廉化補助

東京都に登録されたセーフティネット住宅の入居者が加入する家賃債務保証の低廉化を行った事業者に対して、予算の範囲内で家賃債務保証料の一部の補助を行います。※入居者の収入等に条件があります。

少額短期保険等保険料補助

東京都に登録されたセーフティネット住宅の所有者等に対して、予算の範囲内で少額短期保険等保険料の一部を補助します。※入居者の年齢等に条件があります。

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助

東京都に登録されたセーフティネット住宅の所有者等に対して、予算の範囲内で住宅改修費の一部を補助します。※新耐震基準を満たしていること等の条件があります。

【問い合わせ】豊島区住宅課施策後援グループ 電話: 03-3981-2683

共同居住型住宅改修補助金

空き家をシェアハウスとして活用したいと考えるオーナーに対して、改修費の補助を行います。※新耐震基準を満たしていること等の条件があります。【補助額】補助対象経費の3分の2(上限150万円)

【問い合わせ】豊島区住宅課施策推進グループ 電話: 03-3981-2655

その他の支援・助成支援

あんしん居住制度

高齢者向けの「見守りサービス」「葬儀の実施」「残存家財の片付け」がパッケージになった有料サービスです。

【問い合わせ】(公)東京都防災・建築まちづくりセンター 電話: 03-5989-1784

住宅扶助の代理納付

生活保護を受けている方に代わり、福祉事務所が大家さんに家賃(住宅扶助費)を直接支払うことができます。

【問い合わせ】豊島区生活福祉課相談グループ 電話: 03-3981-1842

見まもっTELプラス

単身高齢者を受け入れた際の入居リスクを抑えるために、サービス利用者への週2回の電話による安否確認と、サービス利用者が居室内で自殺、犯罪死または孤独死により亡くなられたことに起因して発生した原状回復費用・事故対応費用を行います。

【補償額】支払対象金額の実費分に対し100万円(上限)

※サービス利用には、初回登録料と月額利用料がかかります。

【問い合わせ】ホームネット株式会社居住支援サービス事業部 電話: 0120-240-343

※各制度の詳細につきましては、問い合わせ先までご連絡ください。 ※掲載内容は、令和2年7月1日時点の内容です。

豊島区居住支援協議会 新居住支援登録団体

- 暮らしと住まいの情報提供と相談 -

一般社団法人

コミュニティネットワーク協会

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅やその他賃貸住宅の入居に関する情報提供・相談、区や地域の生活支援団体等との連携を図り、孤立や生活困窮の課題解決に向け支援します。

<https://conet.or.jp/>



- 安否確認から死後手続き支援 -

一般社団法人

包括あんしん協会

一人暮らしの高齢者や外国人、ひとり親など同居親族がいない方の賃貸住宅・介護施設探しや安否確認の見守り、病气や死亡時の手続等を家族に代わりサポートいたします。

<https://anshins.or.jp/>

- 住まいと暮らしを支える支援 -

企業組合労協センター事業団

(ワークスコープ)

不動産業者との調整や空き家の活用、区や関係団体との連携により、住まいと住み続けられる生活を支え働く場づくり等、困難を抱えた方が安心して暮らすための支援をします。

<https://full-life.roukyou.gr.jp/>